

| | |
|----------------|--|
| 議 長 | 会議を再開します。 (午前10時10分) |
| 々 | これより、飯田議員の一般質問を行います。 |
| 8 番 | 8 番飯田議員。 |
| 8 番 飯 田 議 員 | <p>おはようございます。8番飯田です。一般質問の通告を行っております。通告順位に従いまして、1項目、本町の農業の現状と課題、さらなる振興策を問うものであります。</p> <p>地域で話し合いを行い、令和7年2月完成した計画を公示（正：公表）予定されている、10年後の中山間地域の農業や地域の維持を図る、地域計画の策定は、中山間地域直接支払制度第6期、令和7年度から令和11年度の取り組みへの支出条件となっています。その作成時に出てきた様々な課題に対するための令和7年新規拡充を含む農業主要施策に対しての評価、意見さらには議案第23号、令和6年度一般会計予算に対する附帯決議との整合性、私自身が令和4年12月定例会で同じ項目の質問を行っております。その後の取り組みについて問うものであります。</p> <p>まず初めに、令和7年の農業主要施策作成にあたり、基本的な考え方、最も力を入れて取り組もうとする事柄は何なのかを問います。</p> <p>2番目に、議会からの附帯意見をどのようにとらえ、対応されたのか。また、対応されるのかをお伺いします。</p> <p>平成27年、水田面積301ヘクタール、水稻作付面積145ヘクタール、耕作放棄地45ヘクタール、そしてこれが令和4年度には、水田面積293ヘクタール、水稻作付面積108ヘクタール、耕作放棄地面積は104ヘクタールを比較し、水稻作付面積が39ヘク（ター）の減、耕作放棄地が59ヘク（ター）の増になった状況から、水稻栽培における新たな受け皿的組織、農業経営サポート体の設立の必要性を問いただしておりますが、当時の答弁では、本町では、以前よりこの組織の立ち上げについて研究しており、昨年は町農業再生協議会担い手部会のメンバーで、平成30年に設立された美郷町のサポート経営体を視察調査いたしました。サポート経営体は、農地維持にとって有効な解決策のひとつと考えていますが、本町では過去に町農業公社が解散した経緯があり、新しい団体の設立については、必要性や運営方法について、慎重に議論していくべきと考えています、とあります。農業経営サポート体について、その後の取り組みについての状況をお聞かせいただけます。</p> <p>以上、3点、答弁を望みます。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、飯田議員の質問、本町の農業の現状と課題、振興策を問う、に対する答弁を求めます。</p> <p>番外名原産業振興課長。</p> |

番外名原産
業振興課長

飯田議員の、本町の農業の現状と課題、振興策を問うについてお答えいたします。

1つ目の、令和7年度における農業振興施策への考え方、力を入れて取り組む事柄は何かのお尋ねでございますが、本町の農業振興は、基幹産業である水稲と特産品であるエゴマを重点的に推進していく必要があると考えておりますが、担い手への農地の大規模集約が困難な制約のもと、農業者の収益を大幅に向上させる抜本策がないのが現状です。こうした現状ではございますが、方向性として、農業者や地域が抱える課題や要望にきめ細やかに応え、支援を講じていくことにより、本町の農業の持続可能性を向上させてまいりたいと考えております。

なお、サル等による鳥獣被害が農業者の生産意欲の低下につながっていることから、鳥獣被害対策を喫緊の課題ととらえ取り組んでまいります。

2つ目の、令和6年度一般会計予算に対する議会からの附帯決議意見をどのようにとらえ、対応されるのかのお尋ねでございますが、議会からいただきました附帯決議については、大変重く受けとめ、まずは本町の現状、課題を把握する必要があったため、今年度は地域計画策定に合わせ、集落を回り、意見交換を行いました。いただいたご意見を取りまとめ、1月の活性化対策特別委員会において、農業振興の今後の方向性についてご説明させていただき、令和7年度の農業振興関係当初予算に反映し、今定例会でご提案しております。

3つ目の、新たな水稲耕作の組織設立についてのお尋ねでございますが、令和4年12月定例会の一般質問において、新しい受け皿となる組織、いわゆるサポート経営体についてご提案いただきましたが、その際、答弁いたしましたとおり、必要性は認識しているところではございますが、本町では、過去に町農業公社が解散した経緯もあり、新しい団体の設立については、必要性や運営方法について、慎重に議論していくべきと考えております。その後の取り組みですが、現在、石見9市町の農業振興担当で、石見地域農業振興政策研究会と題した勉強会を定期的で開催し、今年度は地域計画の推進に合わせ、地域の担い手の確保について意見交換を行っております。こうした機会を活用し、引き続き、本町の受け皿となる組織がどうあるべきか検討してまいります。

議 長

飯田議員。

8番
飯田議員

令和7年度農業主要施策は、基幹産業である水稲と特産品であるエゴマ、さらに鳥獣被害対策が重要点、推進重要施策のことであった。ここからは、令和7年度の農業振興関係当初予算について、農業を実際に行っている私の見解と意見を申し上げ検証してまいります。

1つ目の、有害鳥獣対策事業について。

本年、7年度は拡充されて、予算額が400万円ということでございます。

8番
飯田議員

これは、有害鳥獣対策全体、6年度は1,559万円に対して、7年度は1,695万、実際には135万(正:136万円)の増というところでございます。この中で、鳥獣対策のすべての金額であるこのような中で、今回ヌートリアの捕獲対象鳥獣追加は、水稻植え付け初期または中期の稲作の苗を食べる被害に加え、畑作の葉業の被害、河川・水路の長寿命化に大いに期待が持てるものでございます。災害防止施設整備事業等への爆音機そしてモデルガン、個人の追加については、効果的は限定だと感じます。同じ追い払いを目的とするなら、現在取得率の多い、動物追い払い用煙火花火の購入助成や、煙火花火の使用資格取得費や資格更新費の助成等が効果的と考えるが、今後の検討課題となり得るか、そのお考えをお聞きいたします。

議 長

名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長

動物用駆除煙火につきましては、安全性の配慮がある必要であるために、必須となる資格講習について、中山間地域直接支払交付金によって支援が可能となっております。こういったことですね、活用の方を呼び掛けるようにしておりますけれども、一方で先ほど言われました、それ以外の方につきましては、やはり住民の方々の意見を伺う必要もあると思っておりますが、一方で聞くところによりますと、専門家の私見で言いますと、駆除用煙火花火については効果がないというような話も伺っております。いずれにしても、住民の方ですね意見、専門家の意見、こういったものを聞きながら総合的に今後の取り組みについて判断してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議 長

飯田議員。

8番
飯田議員

はい。今までですね、煙火用花火、有害鳥獣の追い払いに、集団追い払いについて特に力を入れてきた。これが今、効果がないというようなことがあってよろしいのか。そうではないと思っております。集団で追いかう時には集団で追いかう、それを徹底しないから、こういうことになるんだと私は思います。中山間地直払をやってる組合または法人はそれから拠出できるということを知ってます。知ってるけど、なかなかそこまで手が回らない。実際に費用を出してこれないということは、自分自身と担当する田んぼは、自分自身が追いかいをかける。個人でやられるのも、そういうところが主なんです。だから、この煙火花火の補助の必要性があるというような認識で私はおります。

次に、被害防止柵の設置について申し上げます。ここ5年間の推移は、令和2年から313万円、令和3年が297万円、令和4年が190万円、令和5年が110万円、そして令和6年1月時点で241万円。これはこういうふうな金額で今実際に使われております。これに、鳥獣駆除頭数、サル、

8番
飯田議員

イノシシ、シカをどれくらい駆除されたか。その頭数が令和2年が496頭、令和3年が256頭、令和4年が405頭、令和5年が115頭、令和6年が187頭でありました。駆除費用は、令和2年が473万円、令和3年が274万円、令和4年が450万円、令和5年が123万円、令和6年が223万でありました。なぜこの数字を私が今こうして並べたかという、年によって被害が違うんです。その鳥獣の被害を受ける、または駆除する、その防護策に使う費用が年によって違うんです。ということは、なかなかこの鳥獣対策というのは厄介なことで、一朝一夕にできるものではない。さらなるまだまだこれから続いていくというもんだと思っております。これに関しまして、7年度予算の中に、今まで個人が防護柵を設置した時に2分の1の助成の5万円というのが、7年度は2分の1の設置の上限10万ということになります。これは皆さんもご存知のように、今、この防護柵を設置するのに、今までの資材代よりか約1.3倍から1.5倍ぐらいの単価の値上がりしております。今ここで上限の5万から10万にされたということは、これ当然のことかなと、今までと同じ助成の仕方だなというような思いを持っておりますが、これができたということは、一歩の前進だと思っております。さらに、島根県の農業共済組合の野菜の被害の調査結果によりますと、令和5年、イノシシの被害が、作物ですよ72万6,000円、サルによる被害が44万1,000円、計116万7,000円、これが令和5年。平成30年には、イノシシの被害が165万6,000円、サルが52万8,000円、計211万4,000円。この約5年間で、この作物に対する被害額が約半分の報告が上がっているということは、この作物の被害があったのは出荷される作物に限るのか、それとも一般の家庭用の作物も含まれるのか、または被害にあっても届けをされないのか。これから、この数字から判断するのに、課自体はどのように判断されますか。

議 長

名原産業振興課長。

番外名原産業振興課長

すいません。ただいまの質問にお答えする前にですね、先ほど動物駆除用煙火花火の件でございますけれども、私、追い払いが意味がないと言ったわけではなくてですね、手法にちょっといろいろと検討の余地があるのではないかというふうに申したことでありまして、ちょっとその辺、誤解がないようにしていただきたいなと思っております。

ただいまの被害の状況について、どう産業振興課によって考えるかというところでございますけれども、先ほど議員が言われたものはですね、県の農業共済組合の調査結果によるものの被害状況でございますので、当然共済に加入されてる方が補償の申請をされて、それをもらわれた時の金額なり被害面積なりの数字だと認識しております。従いまして、畑作の被害実績につきましては、やはりヒアリング等実地の方ですね、いろいろと農業者の方から聞き取りを行って、産業振興課で把握する必要がございますので、そうい

番外名原産業振興課長 ったものは別ですので、先ほど言われたよりも被害についてはかなり深刻なものというふうに認識しております。以上です。

議 長 飯田議員。

8番 飯田議員 煙火花火について誤解のないようにと言われました。私も誤解のないようにします。実際に煙火花火の講習会場、例えばこのふるさと会館マルチホールである時もあります。実際に一会場に200人から300人ぐらいの講習される、そういう機会をここで、このマルチ会館でやられる時もそう、私が参加した邑南町でやられる時も同じぐらいの人数が会場に行っておられます。この講習会を企画される、サンライズでしたかね、そこへちょっと問い合わせしてみたら、年間に県内でも5か所、6か所でその講習会をやられるみたいですね。そこはいつも満員、200から300ぐらいの講習を受けられる方がおられるということです。決してこの煙火花火を使うことが、集団で追い払うことが意味がないということではありません。私もそういうふうに思います。誤解はいたしません。それから産業振興課の中にね、この鳥獣被害に対して、町民の皆さんも大変敏感なんです。私の聞くところによると、産業振興課の職員の方にちょっとお願いしときました。どういうお願いをされましたか。岡山県の高梁市に音を使った鳥獣の追い払い、そういうのをテレビ放送でやってましたよ。川本町では考えられませんか、というのを産業振興課の職員の方に伝えました。そうですか、じゃ私もそのことを確認しときますと言いました。課長これご存知ですか。どなた、この質問、言ってきた方にお答えはされましたか、課として。

議 長 名原産業振興課長。

番外名原産業振興課長 そういうお問い合わせがあったのは、ちょっとはっきりとは、ちょっとどなたかかっていう認識はございませんけれども、そういう話があったというのはうっすらと記憶がございます。ただいまちょっと返答したかかっていうところにつきましては、私の方がちょっと認識してないので、ちょっと担当の者に聞いてみないと分からないところがございますけれども。先ほど音とかです。例えば臭いであるとか光とか、こういったものについてはどうなのかというところで、隣町が獣害の先進地ですので、そういった意見交換をさせていただいた時にですね、最近でございますけれども、そういったものは効果的ではないというようなお話をしておられました。実際どうなのかと私ははっきり分かりませんので、そういった話を聞きましたので、実際その何に対しておびえているのかといいますと、やはり人に対しておびえているのであって、音が鳴ることによって人がいるっていう認識をして、多分その獣害、サルとかイノシシ等が寄ってこないんじゃないかというところで聞いておりますので、という状況でございます。

議 長

飯田議員。

8 番
飯田議員

課長が課に対して質問があったこと、町民の人から質問があったことを知らない、返答したかしてないかも分からない、もう少し考えてください。

住民の皆さん本気です。よろしいですか、名原課長。よくお願いしときますよ、住民の皆さんから問い合わせがあった場合には、必ず返答してあげてください。

はい、次に行きます。

6次産業化推進事業、これは予算額が400万。令和7年400万、令和6年が120万でしたので、280万の増ということになります。これは漬物、その漬物はですね、その地域地域の文化であり特産物のひとつである。各家庭で作られた漬物は、各家ごとの味、地域の味、川本町の味と代々引き継がれてきた宝物であります。新たに漬物製造整備で加工されたものでないと販売できない。新規で整備をしようと思っておられる方には願ってもない補助金であると思います。しかしながら、これには結構お金が、投資費用がかかります。そこで、現在認可された加工所をもっと有効利用するために、共同で使用することができないか。この研究をしてみられるのも、有効ではないでしょうか。どうでしょう。

議 長

名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長

共同利用につきましては、営業許可を取得してない方がですね使う場合につきましては、やはり設置された方について、何か不備があった場合にはですね、責任が生じてまいりますので、こういった漬物製造する、検討する相談者につきましてはですね、許可施設を有する営業者の方にですね確認をしてですね、利用可能な許可申請の情報提供の方は行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

議 長

飯田議員。

8 番
飯田議員

実際、私もこれ興味があったんで、現在、加工所の認可を取られてる方にご相談申し上げたら、それはできますよということをしていただきました。しかしながら、今課長答弁されたように、万が一のことがあれば、この許可を申請された方に営業停止とか、そういう処分が下るので、そこはよくよく考えてやらなくちゃならないということだと思えます。

この漬物加工場の設備の補助金ですが、3件分で上限2分の1の50万の3件分、今年度7年度に上がるとるわけですけど、これは決して単年度、7年度だけの予算案であってはこれはいけないと思います。というのは、道の駅の方へ出される漬物、今まで出されとった方も結構な人数おられた。その中で今、こういう許可制になったからやめられた方もおられます。ただ、1

8番
飯田議員 年でこれが自分も再度、漬物加工をもういっぺんやってみようか、施設までやって作ってやってみようかというのは、なかなかそのとおり単年単年ではできないような気がします。この補助金を設けるんだったら、各年、数年は必要、約5年ぐらいは必要じゃないかなと思われま。そこら辺りはどうでしょうか。

議 長 名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長 その辺りもいろいろとですね検討を深めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議 長 飯田議員。

8番
飯田議員 そうしてください。
続いて、水稻農業経営安定化支援事業、新規130万、ここへ移ります。これは、ライスセンターを利用されている方の助成、そして個人で乾燥粃すりをされる方への電気料・燃料費の助成ということになります。ライスセンター利用助成の20%、乾燥調製農家に、電気代・燃料代助成で20%、令和6年度は米価が約30キロ当たり8,000円台になり、約2,000円値上がりしたというようなことですが、これでもとても採算が取れる金額ではありません。今まで、このライスセンターの利用は平日に限り、大口利用として約15%のJAの割引がありましたが、ここ数年は、それもなくなっています。働き方改革、指定管理料の赤字化で、期間中、毎週水曜日、晴天でも雨降りでもライスセンターは休日となります。刈り取り時期の晴天の日は、情けない気持ちでいっぱいであります。この助成はどの法人どの農家にも大変ありがたいと評価いたします。これから個人農家の人も、機械更新時にはライスセンター利用が増えてくると思われます。ライスセンター利用率拡大のためにも、またライスセンターの長寿命化のためにも、今後の利用ニーズの調査を行い、指定管理料の再考のもと、刈り取り時期の晴天休日がないような取り組みはできないものでしょうか。

議 長 名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長 乾燥調製施設を有しない水稻農家の耕作継続のためにですね、ライスセンターの運営の継続は必要というふうに考えております。指定管理施設として、指定管理者から機械器具使用料の支払い期間が令和15年度まで継続いたします。ライスセンターに設置する乾燥機は、平成30年度に更新しております。今後、乾燥機をですね更新する検討時期が到来してまいります。このため併せて利用可能調査の方も実施してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議 長

飯田議員。

8 番
飯田議員

15年までの返済がありますよね、ということは、もう8年ぐらいですか。個人農家の方はこんなにも待てませんよ。今個人で粃すり調製されている方も、1年1年でどうでしょうか、こうしようかという、そういう状況です。どっちにしても、ライスセンターは必要なもんです。というのを私がこれ何でお伺いしたかったというのは、今ライスセンターの利用の量、全体持っていられる数量が、個人の方がこれ機械更新時には、もっとも自分で導入するよりかライスセンターを利用される、そういう率が高まってきましたよと、その調査をしてくださいよと言うわけですよ。分かりますかね。うん、それともうひとつは、農協さんに指定管理出されています。指定管理料ゼロです。実際にそこへ持って行かれた、粃すり調製された収入される金額、それから今の動力・燃料・人件費引かれた場合に、それから町への返済、それを出されたら、毎年赤になってます。私計算した時に30何万、年間30何万の赤字が出てるわけです。だから今まで2人体制で粃すり調製をされていたのが、働き方改革もあるでしょう、1人で粃すり調製をしなくちゃこの赤が埋められない。そのためには、毎週1日のライスセンターの休業、休みの日を設ける、いうことになってです。農業された方、秋の刈り取りのしたい時に受け入れ先が休み。雨の日はもう稲刈りできないからそれはしょうがないにしても、刈りたい、この時期に刈れない、そういうことがあってはならないと、これはJAさんとしっかり協議をしていただきたい。同じライスセンターを利用する方にとっては、こんだけ不利益なことはないと思います。

ちなみにですね、ライスセンターの利用料がどれくらいあるのか、ちょっと私が所属している法人があります。そこで令和5年度と令和6年度のライスセンターの利用料と、それから持って行ってできた米の袋数1袋当たりどれくらい乾燥料かかるとかというのを、ちょっとここで申し述べてみます。令和5年度には、粃すり乾燥した料金が188万735円。お米ができた数が1,177袋。1袋当たりの乾燥料が1,598円、1袋だけです。それから令和6年度、利用金額が170万6,562円。できたお米が1,001袋、1袋の乾燥料が1,704円。これは、8,000円で売った場合に、この必要経費の20%、これぐらいの量になります。そういうことで、この助成、大変法人にしても個人の方にも助かると思います。単年度のこれもおそらく予算だということでしょうけど、状況に応じてやっぱり判断をされるのが一番じゃないかなと思います。そのところは要望をしておきます。

次に、有機農業推進事業について述べます。この有機農業推進事業、紙マルチ使用が有機農業といえるか、もう一度検証していただきたい。紙マルチ使用には水田の高低がないように、本代の時間調整や紙マルチ主要規格田植機の高額化が懸念される。2反ぐらいの実証で効果が出るとは思われない。本町の代表的な有機農業は、名実ともにエゴマ関連事業だと私は思っており

8番
飯田議員 ます。このエゴマ関連事業に同じ有機農業推進事業を使うんだったら、もっとももっと力を入れていただきたいと思いますと思うんですが、どうでしょうか。

議長 名原産業振興課長。

番外名原産業振興課長 令和7年度におきましては、水稻農業の付加価値を高めるためにですね、有機農業の実証に取り組むこととしております。水稻における有機農業におきましては、土づくり等いろいろ必要になりますけれども、農薬が散布できないためにですね、水田内の除草に伴う負担が課題でありまして、規模拡大の大きなネックとなっております。本事業におきましては、除草に伴う負担軽減を検討するために紙マルチ使用圃場と紙マルチを使わない不使用の圃場の収量や作業時間などを比較するなど、効率的な生産手法を探りまして、水稻における有機農業者の確保や町の支援策の検討につなげていきたいというふうに考えております。エゴマの生産におきましては、生産者団体等が中心になって化学肥料や農薬不使用を意識して栽培に取り組んでおられますけれども、高齢化によりまして生産面積が徐々に減少してるような状況でございます。販売面では、他産物との競合が激しさを増しておりまして、食品認証制度の活用などによって、差別化を図る必要がございます。生産面では温暖化等による生育障害等の対策や水はけ等圃場の課題もございまして、生産者との対話を通じて対策の方を検討してまいりたいというふうに考えております。加えて、エゴマ生産者から、収穫期の異なる新たな品目の生産について提案を受けております。既存のエゴマとの両立が実現できれば、収益増につながる可能性があるために、今後、県、JA島根おおち地区本部等と連携して、可能性の方を模索していきたいというふうに考えております。以上です。

議長 飯田議員。

8番
飯田議員 どうしてもこの紙マルチの利用があるならば、その実験の結果を必ず報告してください。それを求めておきます。それとエゴマ関連、作付の高齢化によって作付の面積減った、これも確かにあります。しかしながら、私が今回お聞きしたのは、今本当にこの川本町内に入ってエゴマを本気でやられて、第一の後継者と言われてるその方、一生懸命今エゴマやっておられる。それでも、年間通したら自転車操業しなくちゃならない、そういう状況なんだということをお聞きします。何が原因なのかということが、もっと突き詰めて、このエゴマこの方に対しての支援、またエゴマ全体に対しての支援もお願いいたします。

それから、畜産経営持続化支援金、これはもう言うこともありません。子牛価格の下落、世界情勢の影響による飼料価格高騰、高止まり、2年間で約10万円の価格下落は畜産農家にとっては死活問題であります。飼料代の2

8番
飯田議員

分の1、上限5万の1頭当たりの補助については、大変評価します。もう時間がないのでここで終わります。

続いて、令和6年度一般会計に対する附帯決議の考え方をお聞きしました。重く受けとめておるということでした。これを今回の地域計画策定に合わせて、本町の現状課題を把握して、令和7年度の先ほど述べてきました農業施策振興策にあてたということでした。そこでもう一度、この令和6年度の一般会計の議会からの附帯決議についてちょっとお話をしておきます。これは、町長施政方針には、農業と農村の振興・担い手の確保等の施策が挙げられており、令和6年度一般会計予算は、その実現のために十分に検討された事業費が計上されていなければならないが、予算特別委員会の審議の中では、本町の目指す農業の方向性を見出せず、持続的な発展を予測することにできなかった。厳しい状況下にある現状に危機感を持ち、農業者が将来に希望を持って農業経営を取り組める環境を整備し、豊かな農村環境を次の世代に引き継いでいけるよう、次の事項に取り組むことを求めたということになります。

その中の1つ目に、安定的な収入を確保できる就農プランを設立し生業として成り立つ担い手の育成に努めること。これについては、水稻農業経営化安定事業と畜産経営持続化支援事業で、やっと入口に目を向けていただいた状況であります。生業として成り立つ担い手の育成については、全く検討の余地が見られない。引き続き取り組む姿勢を要望いたします。

次に2番目、本町の耕作面積の多くを占める水稻産業の衰退は、耕作放棄地を大幅に増やす恐れがある。収益性の改善、農業者が安心して営農継続できる具体的な施策を早急に検討し実施すること。これについては先ほど言いましたライスセンター利用料、乾燥料の経費の助成などの改善の初動は見られるものの、根本的な収益性、耕作放棄地対策は考えられない。さらなる具体的な施策を考える必要があると思われませんが、これについても要望をしておきます。

そして、農業従事者の減少に対応できる新たな仕組みを検討することへの有機農業の産地づくりに向けたより具体的な行動計画をしますこと、この2点については、全く協議された様子がありません。有機農業については、川本町の特産としたエゴマを引き続いて、もっと育てていかなければいけないという思いがあります。先ほど言いました。これもしっかり対応していただきたいと思えます。

そして、私が令和4年に質問しました、農業者の減少に対応できたら、仕組みづくりについて前回私が質問してから、この農業経営サポート体、組織の立ち上げについて、さらなるこの立ち上げは必要だと、私はこの提案してから2年間過ぎましたが、さらに深めたような状況です。本年、6年に地域計画を策定した時に、私が質問した令和4年の水稻作付面積は108ヘクタール、それから令和6年には98ヘクタールに、約10ヘクタールの減少をしています。それから、今回地域計画を見直した令和7年、今から作付

8番
飯田議員

が始まりますが、この令和7年には88ヘクタールの作付にとどまる、こういう見込みであります。この4年間に20ヘク（タール）の減少ということです。令和4年は、農業従事者も182名おりました。でも、令和7年、この春には1020名まで減少します。これと同じように農業認定者も、今、町内で9名、平均年齢も70歳、作付面積も1人当たり3ヘク（タール）を切るような状況であります。これを解決するには、もうこの農業経営サポート体の設立しかない、または新たな組織のを考える時期にもう来てるんじゃないかと思えます。この点についていかがでしょうか。

議 長

名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長

先ほどの答弁でも申しましたけれども、新しい団体の設立につきましては必要性や運営方法について慎重に議論していくべきと考えているというふうに申しました。

先ほど言いました石見地域の勉強会におきましてもですね、いろいろと各地域の先進事例等を参考にですね意見交換を行っております。実際、地域計画を作る中で、10年後、農地の地図を作ってもですね、実際に誰が農地を担っていくかというところを真剣に考える必要があります。今までにないですね考え方を持って考えていかなきゃいけないんじゃないかという話もございました。言ってみれば、その非農家の方もですね、地域の非農家の方もどんどん取り込んでいく、こういった考え方、また多様なですね、農業者というふうな考え方というふうに聞いておりますけども、こういったことを含めてですね、いろいろと県央普及部、各地域の団体、農業さんとですね連携しながら、よりよい方向に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議 長

飯田議員。

8番
飯田議員

一般的な考え方はもう通用しません。ここにきてこれから考える、いうようなことはもう通用しませんよ、はっきり言って。この水稻農業、残るか残らないか、この川本町の人口の町民が食べる米が、この町内でできるかできないか、そこまで切羽詰まっています。今、辛うじて町民の皆さんが年間に食べられる、例えば1人90キロならば、今作付している面積で何とか足りません。でもこれが、この作付面積はもっと減ってくると、もう町民の皆さんさえ賄うそのお米をこの町で作ることができない、そういう状況なんです。一般的な考え方はもう通用しません。はっきり言って、もっとももっともう危機感迫って切羽詰まった状況です。それを私がこうして言っています。令和4年にも言いました。今私が議会へ出ささせていただいて22年経ちます。平成15年に初めて議席を得て、ここへ出ささせていただいた。平成16年の一般質問、それからずっと毎年のように農業問題取り上げてきています。これは

8番 飯田議員 全然進歩していない、こういう情けないようなことだと、これから先どがあ
なるか(=どうなるか)と。本当にもっと真剣に考えてもらわんと、農業す
るもんはいなくなります。町長どうでしょうか、この考え方は。

議 長 野坂町長。

番外 野坂町長 ただいまですね、議員自ら農業をなさっているですね、この危機意識から、
そしてですね数字をですね、きっちり押さえられて、今回ご提案した提案予
算のですね、その受け止めも含めて、さらに今最後におっしゃいましたよう
に、本当の危機意識をですね持って発言なさったことを重く受けとめます。
農政は私ですね、ちょっと関連して国の施策について申し上げますと、やは
りですね小泉内閣以降のですね、これ私が学生時代、経済学を学んだものど
して考えますとですね、新自由主義に偏りすぎであると思います。これ農業
しかり、公共交通しかり、地域をしかりですね、このことがですね、地方の
ですねそれぞれの分野の担い手のですね、それぞれ分野の担い手が確保でき
ないという状況をですね、まさに呼び起こしていると思います。国政は所得
の再配分機能がありますので、とりわけ農業はですね、土地を守ってやるど
いうことであればですね、都市部は新自由主義で構わないと思います。地方
は、地方はまさにですね、公共政策の王道であるケインズ政策を投入すべき
であるというふうに考えております。農政の方もですね、いわゆるですね、
要するに利益が取れる価値、可能性がある、いわゆる認定農業者とか集落営
農法人ですね、そこにかかってこない人達をどうするかというのが欠落した
ままですね、どんどんそちらの方に向いている。地域を守っている人をです
ね、地域の農地を守る、耕作放棄地にならないように農地を守るコストを誰
に求めているかという、国はそのところはなかなか見えてこないんです
ね。そういうところをまさに補うのが公共政策であり、国政はですね、そう
いう方向に施策を組み立てるべきです。特に地方に向けてはですね、このこ
とは今ですね石破総理が就任されてですね、今地方のことを一生懸命おやり
になってますので、それに大いに期待したいと思います。その上で、国政で
すので、国の施策、県の施策に町の施策を大きく左右されるわけですが、町
として何ができるかという観点で、今回の予算はですね、私自身はですね町
としてできる、できれば所得補償になるような施策を打ちたいという思い
で、遅ればせながら去年は大きな附帯決議をいただきました。今回の予算の
意図はですね、いわゆる所得補償につながるような施策が打てないかとい
うことでもあります。関連して述べておきますと、学校給食費の無償化とい
うのはですね、学校給食費の補助ではなくて無償化をするということは、例
えばそこで学校給食に必要な資材調達費用、全部町で見ますよということ
でありますので、今回のですね、経済変動によって上がってくる資材調達、
全部給食費で見ますよということは、そういう柔軟な対応と質もですね、も
し高めようと思えばそれで見れると。これが学校給食の補助制度を設けたこと
で、町

番外
野坂町長

としてのそのですね間接的に所得補償をしっかりとやれることができる仕組みを設けたということでもあります。ライスセンターのこともですね、このたび、初めてですね、少し踏み込むことができました。今年の実施状況を踏まえてですね、ご提案ありましたですね指定管理料とか将来の設備投資になった時にですね、このライスセンターの利用料をですね助成によって軽減するということは、その分を農業従事者の方のですね、農業主体の所得を結果として補償すると、それをしっかりと踏み込むことがさらに所得補償につながるんであれば、それをですねどういうふうにさらに踏み込む手法があるかどうかは、今年度の実施状況を検証してしっかりと、来年度ですね、今日議員ご提案のことは私自身も数字のシミュレーションを含めて検討してのご提案であります、さらに休日のことを踏まえてどうするかということも含めて、検討してまいりたいと思います。畜産農家への補償もまさにそこあります。従いまして、そのですね町としてできるですね、その地域で担っていただけのため、さらに土地と一体的に事業をなさって初めて収益が上がってくる、生活が成り立つというですね通常の事業者ではない、そういうものも担っていらっしゃることに、町としてできる所得補償政策というのは、その間接的にも所得補償になる施策であれば、これはですね、次年度以降も踏み込んでいきたい、検討していきたいと思います。これが、1点であります。

2点はですね、やっぱり担い手の不足であります。このことは、私自身もですね、これは2期目のですね1年前に町政を担わせてもらった時に、ある放送局のインタビューに対して、一番の課題は担い手の確保である、これは農業に限らずですね、他の業種も含めてです。政策的にちょっと特別な法律があつてですね、もうまさに命を守るという観点からいうと、先ほども言いました消防団、まさにこれも担い手です。すべての担い手であります。将来の町を、町を担う人たちをどのようにですね支援していくかというのが大きな命題であります。ご提案のですねサポート経営体はですね、私自身もですね学ばしていただきました。今、考えておりますのは、私はですね、かわもと暮らしで事務局を置くことを想定しております。それに向けてですけども、私はですね、農業も含めてですね特定事業協同組合を立ち上げる時期にきたと、このように考えております。これはですね、他の業種も含めてですね、その特定事業組合でこれの責任を負いながら支援する仕組み。もうひとつ、担い手の育成ということと言いますと、これは昨日まちづくり課長がですね述べましたが、アスリートですね将来のこれを担う仕組みは別途設けると同時にその農業も含めたあらゆる業種の担い手をですね、この特定事業協同組合でサポートする仕組みを、今の議員の危機的なですねご発言を聞いて、改めてこの立ち上げを急ぐべきと、このように考えました。議員もサポート経営体に限らず他の手法があればということをおっしゃいましたので、私はですね、この他の手法があればということを受けてですね、この特定事業協同組合を立ち上げることで、町のですね他の業種のですね皆

番外
野坂町長

さんの担い手もしくはその事業の担い手そのものになれなくても経営をサポートするですね、いわゆる従事者側に入っのサポート両方兼ねる仕組みとしてこの立ち上げを急ぎたいと思います。

最後に、有機農業につきましては、去年研修会、今年このようなですね最後、紙マルチが果たして有機かどうかという、そこからのお聞きでありましたが、これにつきましては、ご承知のように私どもですね本当の有機農業の専門家は組織の内部で抱えておりません。これはいつもですね、近くにいていただいて助かっております西部農林水産振興センター県央事務所の普及員さん、しっかり協議を重ねてですね、本町がですね付加価値が取れる農業のあり方としての有機農業をどのように振興していくかについてはですね、やはりちょっと知恵と工夫を重ねて将来の課題として向かってまいりたいと、このように考えております。議員のですね切実な一連のご質問、それも丁寧に本当に繰り返しなりますが数字も示していただいてですね、その経過からきて、今このように危機意識がもう極限に達してるというのは本当に重く受けとめて、今私が申しました方向で今年度もしっかり実施してまいりますし、今年度の取り組みの中で、少しでも議員そして議員はじめとする農業従事者の方がですね、将来にですね、この町の農業を進めていくんだという少しでもそのですね気持ちが上向くような施策が実施できるよう、しっかりと努力してまいりたいと、このように考えております。

議 長

飯田議員。

8 番
飯田議員

町長に大変力強い返答をいただいたと思っております。たった1つ、副町長にお尋ねしたかったことを用意しとったんですが、時間がありません。ありません。すいません。終わります。

議 長

はい。後ほど、個人的に質問をしてあげてください。

々

以上で、本町の農業の現状と課題、振興策を問う、の質問を終了します。

々

これをもちまして、飯田議員の一般質問を終了します。

々

ここで、暫時休憩します。11時20分より再開します。

(午前11時16分)